

令和8年度 第1回 茨木市地域福祉推進分科会

◇ 日 時 令和8年7月29日(水曜日)

午後2時から

◇ 場 所 茨木市役所南館3階会議室

《次 第》

1 開 会

2 議 題

- ・地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会
地域福祉活動計画（第3次）の取組み状況等について 資料1
- ・今後のスケジュールについて 資料2

3 そ の 他

4 閉 会

茨 木 市

地域福祉計画（第4次）・

社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の取組状況等について

基本目標1 お互いにつながり支え合える

市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携を推進します。

施策（1）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施

〔相談支援延件数〕

	令和5年度 (CSW:14人)	令和6年度 (CSW:14人)	令和7年度 (CSW:14人)
件数	23,237件	26,232件	26,801件

◆健康福祉セーフティネットの推進

〔健康福祉セーフティネット会議の開催状況〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校区数	32校区	32校区	32校区
回数	203回	212回	194回

◆健康福祉セーフティネットへの参画・推進【社会福祉協議会】

地区担当職員が随時健康福祉セーフティネット会議へ出席し、情報の共有やネットワーク構築に努めています。

施策（2）地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感することができるような地域づくりを推進します。年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるように、多様な主体による活動や協働が進む環境整備に努めます。

◆福祉事業推進基金について

〔積立状況〕

（単位：円）

	寄附金	利子	一般財源	積立額	取崩し額	年度末残高
令和5年度	2,148,612	83,637	7,751	2,240,000	22,134,000	970,590,000
令和6年度	1,012,101	378,353	9,546	1,400,000	20,130,000	951,860,000
令和7年度	783,674	545,354	972	1,330,000	19,900,000	933,290,000

〔充当状況〕

(単位:円)

	地区保健福祉センター 開設事業	障害者社会参加促進事業	防犯関係事業 (地域の見守り・防犯カメラ)
令和5年度	1,200,000	993,000	19,941,000
令和6年度	—	385,000	19,745,000
令和7年度	—	400,000	19,500,000

◆社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

社会福祉法人が、社会福祉充実計画を策定し地域公益事業を実施する場合に意見聴取を行う場として、地域協議会を地域福祉推進分科会に設置しております。

→該当する法人がなかったため、開催実績はありません。

◆地区福祉委員会活動の推進【社会福祉協議会】

茨木市域を中央・北・東・西・南の5圏域に分けて地区担当職員を配置し、CSWや障害相談支援センター、地域包括支援センターなど福祉の専門職と連携を取りやすいようにすることで、個別支援と地域支援を一体的に展開できるよう、住民並びに専門職との対話を大切にしながら、住民と一緒に地域を支える“地域の力”を育むことに注力しました。

〔地区福祉委員会設置数及び福祉委員数〕

令和5年度	令和6年度	令和7年度
33か所	33か所	33か所
1,527人	1,470人	1,413人

〔地区行動計画を策定している地区数〕

今年度において、計画策定に至った地区はありませんでしたが、地区福祉委員会活動の目的や現状について振り返ることの大切さを地区担当職員から地区福祉委員会へ投げかけ、計画策定に向けた話し合いを重ねました。

活動理念の浸透、活動を継続できる仕組みづくりに繋がる計画となるよう、引き続き協議を重ね、33地区福祉委員会の行動計画策定をめざします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地区行動計画策定地区数	11地区	11地区	11地区

〔IBARAKIコミュニティ・カーシェアリング事業〕

地区福祉委員会は車という移動手段を用いて、地域住民同士が思いを共有し、話し合いを重ねながら自らの力で課題を解決していくことを目的に、出前サロンの開催や、買物支援、通院支援等を地区の特性に応じて活動しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施地区福祉委員会数	5地区	5地区	5地区

施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることで、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

〔民生委員・児童委員委嘱状況〕

令和8年3月31日時点

	令和7年度
民生委員・児童委員委嘱数	321人
民生委員・児童委員定数	382人
充足率	84.0%
主任児童委員委嘱数	30人
主任児童委員定数	32人
充足率	93.8%

◆民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発

〔民生委員・児童委員、主任児童委員啓発活動〕

	実施内容
令和5年度	「いばらき×立命館DAY2023」で、チラシ、ウェットティッシュを配布、PR動画を放映
令和6年度	「いばらき×立命館DAY2024」で、チラシ、ウェットティッシュを配布、PR動画を放映
令和7年度	「いばらき×立命館DAY2025」で、チラシ、ウェットティッシュを配布、PR動画を放映

◆民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進【社会福祉協議会】

地区福祉委員会が積極的に取り組んでいる地域の集いの場などへの参加や協力を得ることで、顔の見える関係をつくり、情報共有をしながら地域の支え合い体制を推進しています。

施策(4) 更生保護の推進(茨木市再犯防止推進計画)

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。

◆茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

〔来所者数(月平均)〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来所者数	193人	186人	170人
面談等件数	12件	10件	14件

◆「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるよう「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や周知活動等を実施します。

〔「社会を明るくする運動」街頭啓発活動〕

	実施内容
令和5年度	市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出
令和6年度	市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出
令和7年度	市内の鉄道駅構内及び市内を走る路線バス車内にポスターを掲出

〔「社会を明るくする運動」市民大会〕

	実施内容
令和5年度	講演「矯正院から少年院へ～100年のあゆみ～」 講師：浪速少年院 院長 倉繁 英樹 氏 開催日等：7月15日 クリエイトセンター 来場者数：130人
令和6年度	ホールイベント・ブース出展 ホールイベント：茨木市立平田中学校吹奏楽部の演奏、活動紹介 等 ブース出展：バルーンアート配布、うちわ作り体験 等 開催日等：7月20日 文化・子育て複合施設おにクル 来場者数：650人
令和7年度	ホールイベント・ブース出展 ホールイベント：茨木市立東中学校吹奏楽部の演奏、活動紹介 等 ブース出展：バルーンアート配布、うちわ作り体験 等 開催日等：7月19日 文化・子育て複合施設おにクル 来場者数：1,346人

◆「社会を明るくする運動」への協力【社会福祉協議会】

地域で安全・安心して暮らすために、地区福祉委員会と共に犯罪や非行を防止し、更生をめざす人を支援する地域づくりに協力しています。

基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

生涯を通じた健康づくりと、生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。

施策(1) 生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、「仕事が見つからない」「将来に不安がある」など、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

◆生活困窮者の早期発見・早期支援

[くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」での新規相談件数]

令和5年度	令和6年度	令和7年度
888件	762件	662件

[相談者の主な相談項目と新規相談件数に占める割合(複数回答あり)]

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
収入・生活費のこと	417件	47%	399件	52.4%	308件	46.5%
病気や健康、障害のこと	234件	26.4%	210件	27.6%	168件	25.4%
仕事探し、就職のこと	159件	17.9%	130件	17.1%	99件	15.0%
家賃やローン支払いのこと	126件	14.2%	120件	15.7%	106件	16.0%
住居確保給付金や資金貸付のこと	90件	10.1%	60件	7.9%	25件	3.8%

◆生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施

[プラン作成件数]

令和5年度	令和6年度	令和7年度
68件	49件	60件

◆就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進

[就労支援対象者数]

令和5年度	令和6年度	令和7年度
59件	36件	42件

◆こどもの学習・生活支援事業の推進

〔学習・生活支援事業の登録者数〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北ブロック	20人	32人	32人
東ブロック	20人	13人	17人
西ブロック	14人	15人	10人
中央ブロック	7人	13人	13人
南ブロック	17人	18人	20人

◆生活困窮者自立支援との連携【社会福祉協議会】

〔生活福祉資金貸付事業〕

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)	相談 件数	貸付 件数	貸付総額 (円)
福祉資金	142	24	14,565,000	147	25	12,669,000	144	29	9,515,000
総合支援資金 臨時特例 つなぎ資金	63	1	450,000	56	1	150,000	33	0	0
不動産担保型 生活資金	5	1	4,932,000	7	0	0	1	0	0
緊急小口資金	151	19	1,809,000	159	7	636,000	165	13	1,084,000
合計	361	45	21,756,000	369	33	13,455,000	343	42	10,599,000

〔善意銀行事業〕

物品預託された家電（テレビ、扇風機、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器など）や食料品（乾物、缶詰、レトルト食品など）を生活に困窮する世帯や施設、事業所等への支援、或いはボランティア活動の啓発事業等に活用しています。

〔新型コロナウイルス特例貸付フォローアップ支援事業〕

	相談対応	猶予期間中の支援	自立支援機関との連携
償還猶予等の案内	7件	0件	2件
借受人へのフォローアップ	379件	2,757件	105件
未応答者への フォローアップ支援	39件	688件	157件

基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組めます。

施策(1) 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍できる環境づくりを推進します。

◆地域福祉活動の担い手づくり【社会福祉協議会】

〔ボランティア体験プログラム(8月～3月)〕

内容:主に夏期休暇期間、1日～数日の気軽なボランティア体験プログラム

プログラム数:延27プログラム

体験者数:延76人

体験先内訳:障害者関係2人、こども関係10人、地域2人、その他62人

〔ボランティア講座〕

養成講座メニュー数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	15	13	14

〔講座内容(令和7年度実績)〕

月日	講座名	参加者
4.12	歌体操ボランティア養成講座	17人
7.2	初めてのボランティア講座	8人
7.23	傾聴ボランティア養成講座	31人
8.4	夏休みボランティア教室(マジック入門講座)	13人
8.6	夏休みボランティア教室(手作りおもちゃ入門講座)	13人
8.7	夏休みボランティア教室(折り紙入門講座)	10人
8.8	夏休みボランティア講座(フラダンス入門講座)	4人
8.20	宿題カフェ	3人
8.21	こども防災食クッキング教室～防災食を作ってみよう～	3人
8.22	車いすであそぼう	13人
9.13	楽しく&楽しもう体操ボランティア養成講座	4人
10.16、10.23	ちょっとやってみませんか?ボランティア入門講座	7人
11.5	精神保健ボランティア入門講座	8人
11.10	視覚障害者サポートボランティア養成講座	11人

〔他団体・機関での講座・研修会等への講師派遣協力（令和7年度実績）〕

月 日	対 象	内 容	参加者
4.16	茨木高等学校ボランティア部	ボランティアの説明及び活動紹介	5人
5.29	就労支援センターオンワーク 利用者	講話「ボランティアとは」、車いす体験	10人
8.28	就労支援センターオンワーク 利用者	老人クラブのサロンで社会活動を体験	10人
9.4	就労支援センターオンワーク 利用者	ボラ♥かふえにて、障害のある当事者と地域住民との交流	10人
1.28	シニアカレッジ インターンシップ	ボランティア活動の紹介等	3人
2.7	きらめきフェスタ2025 ボランティアスタッフ	基本的なボランティア活動の考え方について	8人
2.10	島本町社会福祉協議会ボラ ンティアセンター運営委員	登録ボランティアの概要及び活動内容について	15人
2.12	西河原多世代交流センター 登録ボランティア	講話「ボランティアとは」	30人
3.3	就労支援センターオンワーク 利用者	ボラ♥かふえにて、障害のある当事者と地域住民との交流	10人

◆ボランティア活動の周知啓発【社会福祉協議会】

月 日	啓発方法	内 容	周知者数
年3回	社協だより	記事「ボラセン通信」にて、活動報告や講座の案内発信	各回 約14万 部
4.26	みんな集まれ!! ボランティアinいばらき	ボランティア活動や福祉団体の啓発、ボランティア 同士の交流	1,200人
6.15	シニアカレッジ セカンドコース	ボランティアセンターの啓発、ボランティア体験プロ グラムの啓発、運転ボランティアの啓発	40人
6.20	シニアカレッジ現代コース	ボランティアセンターの啓発、ボランティア体験プロ グラムの啓発、運転ボランティアの啓発	70人
7.15	シニアカレッジ地域コース	ボランティアセンターの啓発、ボランティア体験プロ グラムの啓発、運転ボランティアの啓発	15人

9.6	シニアカレッジ スマホコース	ボランティアセンターの啓発、ボランティア体験プログラムの啓発、運転ボランティアの啓発	30人
11.6～ 11.8	いばらき孫・子・老フェスタ	茨木市社会福祉協議会及び認知症マフの啓発、展示	—
11.21	みんなあつまれ ボランティアフェスティバル	新たなボランティア活動者の発掘、受入れ施設へのボランティア啓発、ボランティアグループの活動紹介	500人

◆福祉教育の充実【社会福祉協議会】

中学校1校、小学校10校で延12回実施

施策(2) 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を支援していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、分野を越えた様々な支援が提供されるように地域の実情に応じた交流の場・活動拠点づくりを推進します。

◆ぷらっとホーム事業の推進【社会福祉協議会】

前年度と比較し、実施回数は減少したものの、参加者数は増加しており、地域内で事業の認知度が高まっています。

また、ぷらっとホーム事業の未実施地区には協議への働きかけを行っており、実施にあたっての担い手、場所、財源の確保等の課題解決について、現在実施している地区を参考にしながら、引き続き支援を行い、事業の拡大を推進します。

	実施地区数	延実施回数	延参加者数	延ボランティア数
令和5年度	11地区	1,002回	13,690人	6,813人
令和6年度	11地区	1,055回	14,586人	5,470人
令和7年度	11地区	897回	16,484人	5,111人

◆地域拠点活動の推進【社会福祉協議会】

地域での活動を支援していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、分野を越えた様々な支援が提供されるように地域の実情に応じた交流の場・活動拠点づくりを推進します。

施策(3) 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者に対する個別の支援を通じ、地域の社会資源を有効に活用するとともに、地域住民の理解と協力のもと、地域の実情や特長を生かしながら、生活困窮者が支えられるだけでなく、活躍できる場を創出するなど、より良い地域づくりの推進に努めます。

◆スマイルオフィス雇用の推進

〔受入人数および就労実績〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受入人数	10人	10人	9人
就労実績	4人	7人	3人

◆生活困窮者を支援する体制づくり【社会福祉協議会】

地区福祉委員会が各種事業等を実施する中で生活困窮者を見守り、支援するための仕組みづくりに努めています。

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

お互いを理解し、尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により、要支援者を早期に発見し、適切な支援につなげます。

施策(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(茨木市成年後見制度利用促進計画)

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月25日閣議決定)の方針と主な施策等を踏まえ、認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活において不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築を推進します。

◆権利擁護支援の体制強化【社会福祉協議会】

令和6年7月から「権利擁護相談センターいばらき」を開設し、関係機関への啓発および相談対応を行いました。また、関係機関職員や市民に向けた研修・講座を実施し、権利擁護についての理解の底上げを図りました。

〔相談、問合せ件数〕

	問合せのみ	助言	アセスメント	計
令和6年度	13件	25件	1件	39件
令和7年度	9件	51件	14件	74件

〔相談、問合せ内容別件数〕(重複があります)

	センターに関すること	権利擁護全般	後見制度	日常生活自立支援	住まい	相続	その他	計
令和6年度	7件	14件	17件	3件	1件	0件	0件	42件
令和7年度	1件	12件	50件	4件	1件	4件	3件	75件

〔研修会〕

月 日	内 容	出席者
9.4	職員向け研修 「本人の思いを大切にする支援—意思決定支援と成年後見の現場から—」	23人
10.21	市民向け研修 「今から始める終活～安心して旅立つための処方箋～」	70人
2.20	関係機関及び市民後見人バンク登録者向け研修 「みんなで考える、本人の“好き”と“安心”～意思決定支援～」	32人

〔相談機関の後方支援〕

月 日	内 容
8.6～8.20	関係機関（高齢/障害）へアンケートを実施し、引き続き、困難に感じている事例やそのつなぎ先（機関、制度）等についてヒアリング
10.27	南保健福祉センターでの意思決定支援会議（退院後の居場所等の方向性） アドバイザー：佐田司法書士 参加者：後見人（司法書士）、南保健福祉センター、生活福祉課、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、藍野花園病院（主治医、看護師、相談員）、玉島・葦原地域包括支援センター、慶徳会障がい者相談支援センター、民生委員・児童委員 事務局：茨木市福祉部地域福祉課、茨木市社会福祉協議会

施策（２） 成年後見制度利用の促進（茨木市成年後見制度利用促進計画）

日常生活における判断能力が低下し、権利擁護支援が必要となった際に、日常生活自立支援事業による支援、成年後見制度の申立や移行支援、また経済的に制度利用ができない場合の費用助成など、支援が必要な人の状態に適した制度利用の促進を図ります。

◆成年後見審判（法定後見）市長申立による権利擁護

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
令和5年度	4件	1件	1件	1件	7件
令和6年度	5件	1件	1件	2件	9件
令和7年度	4件	0件	1件	1件	6件

◆日常生活自立支援事業利用者への成年後見制度利用支援【社会福祉協議会】

〔相談、問合せ件数〕

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
令和5年度	110件	30件	116件	3件	259件
令和6年度	82件	75件	90件	7件	254件
令和7年度	98件	30件	178件	7件	313件

〔契約件数（各年度末時点）〕

	認知症高齢者 （生保受給者）	知的障害者 （生保受給者）	精神障害者 （生保受給者）	計
令和5年度	24件 (16件)	29件 (11件)	38件 (28件)	91件 (55件)
令和6年度	18件 (10件)	32件 (9件)	37件 (26件)	87件 (45件)
令和7年度	19件 (13件)	29件 (8件)	35件 (23件)	83件 (44件)

〔令和7年度末待機者数〕

17人

施策(3) 担い手の育成・活動の推進（茨木市成年後見制度利用促進計画）

認知症高齢者の増加など、今後ますます成年後見制度の利用を必要とする人が増えることが見込まれます。これまでの制度の主な担い手であった親族や専門職後見人に加え、幅広く地域住民の参画が可能になるように、市民後見人の養成に努めます。

◆市民後見人の養成・活用

〔市民後見人養成講座受講者・バンク登録者の状況〕

	オリエンテーション参加者	基礎講習受講者	実務講習修了者	バンク登録者			年度末時点登録者
				新規	移管	退会	
令和5年度	8人	4人	3人	4人	▲1人	▲1人	11人
令和6年度	2人	1人	1人	3人	0人	0人	14人
令和7年度	3人	1人	0人	1人	0人	▲1人	14人

〔市民後見人の活動状況〕

	受任	辞任	活動中
令和5年度	0件	0件	0件
令和6年度	0件	0件	0件
令和7年度	0件	0件	0件

◆市民後見人バンク登録者との連携【社会福祉協議会】

令和6年7月から「権利擁護相談センターいばらき」を開設し、関係機関への啓発および相談対応を行いました。また、関係機関職員や市民に向けた研修・講座を実施し、権利擁護についての理解の底上げを図りました。

基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

施策(1) 情報提供の充実

市が実施する事業等について、必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実に図ります。

◆広報の充実【社会福祉協議会】

〔「社協だより」の発行部数〕

	発行部数	体裁
第217号 (4.1発行)	140,700部	A4版 8ページ
第218号 (8.1発行)	141,000部	A4版 8ページ
第219号 (12.1発行)	141,200部	A4版 4ページ
特別号 (2.1発行)	141,200部	A4版 2ページ

施策(2) 災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

◆ネットワークを通じた要配慮者の把握

〔災害時避難行動要支援者名簿掲載人数(各年度1月末時点)〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
掲載人数	6,194人	6,117人	6,088人

◆個別避難計画作成の推進

〔個別避難計画作成希望者数(令和8年1月末時点)〕

1,856人

〔個別避難計画作成者数(各年度末時点)〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画作成者数	4人	279人	506人

＊災害時避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、個別避難計画を作成している件数

◆災害ボランティアセンターの周知啓発【社会福祉協議会】

[災害ボランティア講座]

月 日	内 容	出席者
1.16	○おやこ防災ミッションラリー 体験・・・防災クイズ、防災バッグ作り、ガタガタ道の避難、防災グッズ、非常食、ペットボトルシャワー 展示・・・ダンボールベッド、被災体験談、過去の災害の写真、災害時の「働く車」	200人
2.9	○知ろう!やってみよう あなたも地域の避難サポーター ・茨木保健所が支援する要援護者について～避難先の確保と自宅避難の選択～ ・発災時に茨木市で想定される被害について ・茨木市の個別避難計画作成について ・避難サポーター、在宅避難サポーター養成講座（講義及び実技） ・災害ボランティア登録について	54人

施策(3) 地域防犯活動の充実

地域の見守り活動や関係機関等との連携を通じて、防犯意識の普及、犯罪や非行が起こらない地域づくりの推進に努めます。

◆犯罪や非行が起こらない地域づくり【社会福祉協議会】

地区福祉委員会による地域の見守り活動を通じて、子どもを犯罪や非行から守り、また、世代間交流事業やサロン活動、小学校等での福祉教育において地域での顔の見える関係を築くように努めています。

基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

社会保障（社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療、公衆衛生）について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。

施策(1) 生活保護制度の適正実施

生活保護が必要な状況にある要保護者に対して、生活保護制度を適切に実施し、被保護世帯に対して個別に支援を行うとともに、必要に応じて専門職による健康管理支援や就労支援などを行うことで、生活の安定や自立促進を図ります。

〔生活保護の窓口相談件数（各年度末時点）〕

	窓口相談件数	窓口相談実人数	窓口申請受理数	受理率(%)
令和5年度	1,589	905	514	56.80
令和6年度	1,601	962	537	55.82
令和7年度	1,489	879	466	53.01

◆生活保護の状況

	保護世帯数		保護人員		保護率 (%)
	世帯数	増減	人員	増減	
令和5年度	2,741	24	3,363	1	11.77
令和6年度	2,776	35	3,370	7	11.79
令和7年度	2,788	12	3,340	▲30	11.68

◆保護世帯の内訳（各年度末時点）

〔世帯類型別〕

	総世帯数		高齢者世帯		母子世帯	
			世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和5年度	2,741		1,496	54.58	116	4.23
令和6年度	2,776		1,534	55.26	113	4.07
令和7年度	2,788		1,561	55.99	94	3.37
	障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和5年度	439	16.02	357	13.02	333	12.15
令和6年度	452	16.28	351	12.65	326	11.74
令和7年度	480	17.22	341	12.23	312	11.19

〔世帯人員別〕

	総世帯数		単身世帯		2人世帯	
			世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和5年度	2,741		2,285	83.36	348	12.70
令和6年度	2,776		2,345	84.47	322	11.60
令和7年度	2,788		2,388	85.65	302	10.83
	3人世帯		4人世帯		5人以上世帯	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
令和5年度	73	2.66	24	0.88	11	0.40
令和6年度	71	2.56	28	1.01	10	0.36
令和7年度	62	2.22	25	0.90	11	0.40

◆生活保護制度との連携【社会福祉協議会】

生活の安定と自立した生活への支援に向けて生活福祉課との連携に努めています。

施策(2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

サービス提供の質の確保及び給付の適正化が図られるように、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対し、指導監査を実施します。

◆社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

〔実地指導〕

	障害福祉サービス事業所	介護保険サービス事業所
令和5年度	110事業所	128事業所
令和6年度	115事業所	142事業所
令和7年度	70事業所	114事業所

〔集団指導〕

	障害福祉	居宅等	地域密着
令和5年度	348事業所	389事業所	127事業所
令和6年度	340事業所	409事業所	132事業所
令和7年度	351事業所	423事業所	128事業所

令和7年度地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組状況等にかかる事前質問

委員名	頁	項目	質問内容	回答	担当課
玉置委員	2ページ	地区福祉委員会活動の推進について	〔地区行動計画を策定している地区数〕について、表を見ると、策定地区数が3年間11地区のままですが、それ以上に広がらない要因としては何が考えられるのでしょうか。	進まない要因には、本協議会事務局において地区を担当する職員が少なく策定作業に費やす時間を確保する等の体制が整っていないこと、また、地区は担い手不足があり、事業実施に時間を費やし策定にかかる時間を捻出できない状況がございます。 しかしながら、行動計画は、継続的に事業を実施する上でも、各地域の実情や特色に応じた活動の在り方や方向性を示すものでございますので、地区担当職員を中心に未策定地区の状況把握に努め、地域の生活課題や住民ニーズの掘り起こしを進め、また策定方法や時間配分等も再考しながら、地区福祉委員会とともに方策を検討してまいります。	社会福祉協議会
	9ページ	ぷらっとホーム事業の推進について	①表を見ると、こちらも実施地区数が3年間11地区のままですが、それ以上に広がらない要因としては何が考えられるのでしょうか。 ②また、この11地区は地区行動計画の策定地区と重複しているのでしょうか。 ③たとえば、地区行動計画の一環として、ぷらっとホーム事業を立ち上げるというのは、一石二鳥のアイデアとしていかがでしょうか。	①主な要因として、運営する担い手の不足や場所の確保が難しいことがございます。 ②一部、重複している地区がございます。 ③“ぷらっとホームの整備”は、計画づくりにおいて明確な目標の一つになり計画策定のきっかけとしては有効かもしれませんが、しかしながら、地域に根差した事業継続による地域福祉の充実を図るには「計画策定を通じた地域の生活課題や住民ニーズの掘り起こし」が重要と考えており、時間はかかるかと思いますが、地区福祉委員会と共に地域の実態を把握し、各地域の実情や特色に応じた活動の在り方や方向性を探り、地域住民にとって「必要な取組」を行動計画に反映できるよう、策定の支援と各地区にとって本当に必要なぷらっとホームを作っていけるよう努めてまいります。	社会福祉協議会
	12ページ	日常生活自立支援事業利用者への成年後見制度利用支援について	2026年6月19日に社会福祉法が改正されて、第2種社会福祉事業の福祉サービス利用支援事業（実施事業名：日常生活自立支援事業）の一環として、「身寄りのない高齢者支援」が実施されることになりましたが、本市では今後どのように取り組む予定でしょうか。	報道等では、市町村社協が実施主体の一つと示されたところでございますが、「身寄りのない高齢者支援」における支援の全体像やスキーム、また、受け皿とされた日常生活自立支援事業自体の制度改正の通知等もこれからようで、詳細な情報がございません。また実際に実施するとなった場合にも、人材確保や財政的な問題もありますので、現在、府社協を通じて府下の市町村社協は問題提起しております。引き続き、国等の動向や各種通知等にも注視しながら他市町村社協との情報交換にも努め、併せて茨木市とも十分に検討してまいります。	社会福祉協議会
	16ページ	生活保護の状況について	表の令和7年度の欄を見ると、保護世帯数が12増えているのに対して、保護人員は▲30と減少していますが、これはどうしてでしょうか。	単身世帯数が43増加したのに対して、複数世帯数が31減少したことによるものです。 詳細につきましては、17ページの〔世帯人員別〕をご確認ください。	生活福祉課

令和7年度地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組状況等にかかる事前質問

委員名	頁	項目	質問内容	回答	担当課
塩見委員	2ページ	IBARAKI コミュニティ・カーシェアリング事業について	今回、初めて記載された内容かと思います。地区福祉委員会活動の一環としての活動かと思いますが、現在実施している5地区間でのコミュニティ・カーシェアリング事業なののでしょうか。また、今後、地区の拡大等も考えておられるのでしょうか。	当事業は、コロナ禍で世の中の活動が停滞した時期に、地域福祉活動は不要不急かということを改めて考え、未曾有の中、希望を見出すために車（car）という手段を用いて何かできないかと、本協議会と地区福祉委員会とで協議を重ね事業を開始した経過があります。 地域住民のために「何かやってみたい」という地区福祉委員会の想いから始まり、参画地区福祉委員会や関係機関（community）と課題や実施してみたい事業（現在はお買い物や移動手段、出前サロンとして活用）を共有（share）しながら、車（car）の共有（share）の方法、事業運用の方法を地区担当職員も入って検討しながら事業を継続しています。 昨今、本協議会では実施地区の拡大を図るため、地区福祉委員長会議や福祉委員長連絡協議会研修会において、実施・未実施に関係なく特色のある事業内容や運営手法を共有するなど、新たな参画を促す取り組みを行っています。 しかしながら、“移動手段の問題”においては、本協議会や地区福祉委員会活動だけで対応するには限界があります。今後、政策提言（地域が活用する公共交通機関がどのようなものか）できるよう地域の実態等の根拠も集約していきたいと考えています。	社会福祉協議会
	3ページ	民生委員・児童委員活動の推進について	民生委員・児童委員について、毎年、この「地域福祉推進分科会」においても議論になっていると記憶しています。民生委員・児童委員充足率が、この1年間でも、87%（平成7年3月）～84%（平成8年3月）に減少しています。人口の高齢化、ボランティア活動参加への参加意欲への低下などから、一層、民生委員・児童委員充足率が低下するのではないかと危惧しています。市として、現時点で、どのような対応策を考えておられるのか教えていただきたい。私の地域でも、昨年度、地域における抜本的な役員選任基準を作成し、年齢制限（78歳未満）、自治会役職経験（10年以上経験者は除外）などを考慮し、今後、2年間ごとに役員を改選することになり、民生委員の任期と合わないところから危惧しているところです。	民生委員・児童委員について、令和7年12月の一斉改選により、昨年度末時点での委嘱率は、前年度より低下しております。 定年後も働き続ける方が増加しており、民生委員・児童委員の新たな担い手確保だけでなく、早期の退任を防ぐため、民生委員の職務内容の見直しや負担軽減が必須であることから、民生委員・児童委員の現状や実態を把握し、民生委員児童委員協議会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。	地域福祉課
山根委員	5ページ	生活困窮者の早期発見・早期支援について	あすてっぷ茨木の新規相談件数について伺います。もし統計を取っていらっしゃるのならば、相談件数のうちひきこもりに関する相談は何件程度か教えていただきたいです。	ひきこもりの実数を把握しているものではございませんが、相談記録の内容において、ひきこもりの状況にあることが想定された件数としては、以下のとおりです。 令和5年度 888件のうち32件 令和6年度 762件のうち36件 令和7年度 662件のうち38件	地域福祉課